



- ② 処遇改善 夜勤手当 6,000円/回
- ③ 処遇改善 資格手当 3,000円/月
- ④ 処遇改善 主任手当 3,000円/月
- ⑤ 処遇改善 副主任手当 3,000円/月

#### 「年度末支給」

各事業所に支払われる介護報酬(新処遇改善加算)の年度総額を上回る額を算定し

年度末に、処遇改善手当支給額調整金をグループ別に一時金として支給する。

支給日 毎年3月15日

#### 「特別支給」

相談事業所Almond相談支援専門員について

相談支援事業については、新加算から除外されているため

宇津峰十字の里事業所負担において、経験・技能のある職員

相談支援専門員分を、グループBの月額(処遇改善本俸額)のみを支給する。

### 6 支給対象外職員

支給の対象とならない職員は、次の職員とする。

- (1)無給休職者(無給期間)
- (2)停職者
- (3)各年度の支給期間に退職した者は在籍する月までの支給とする。

### 7 その他

「処遇改善手当金」支給対象職員より手当金の支給辞退の申出があった場合は  
理由書を添付して辞退することができる。

( 施 行 期  
日 )

- 1 本要綱を令和6年6月1日より施行する。